

## NPO協働提案推進事業審査評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 埼玉県NPO懇話会設置要綱（以下「懇話会設置要綱」という。）第2条第1項第3号の規定に基づき、NPO協働提案推進事業における提案募集、審査及び評価に関し幅広く意見を聴くため、NPO協働提案推進事業審査評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) NPO協働提案推進事業の提案の募集に関すること
- (2) NPO協働提案推進事業における審査に関すること
- (3) NPO協働提案推進事業における評価に関すること
- (4) その他NPO協働提案推進事業に関すること

(組織)

第3条 委員会は、埼玉県NPO懇話会（以下「懇話会」という。）の委員をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 委員会に座長及び副座長を置き、懇話会の座長及び副座長がこれにあたる。

- 2 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等については、懇話会設置要綱および埼玉県NPO懇話会運営要領による。

附 則

この要領は、平成16年5月11日から施行する。